

第 4 章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

県及び市町は、被災者の生活再建及び生業回復のため、県民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市町及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市町においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市町は、災害により、市町が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2 各種調査の住民への周知

市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市町の活動の支援に努めるものとする。

3 罹災証明書の交付

市町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を開催するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、工夫をするよう努めるものとする。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

併せて、不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

4 被災者台帳の整備

市町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）

県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることが

できる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおり（詳細は附属資料に掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金 （住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金、自然災害・倒産防止等資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

6 市町内諸団体の資金の充実

市町内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市町

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3 被災者等に対する生活相談

県及び市町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4 雇用の安定支援

(1) 雇用の確保

- ア 災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

(2) 雇用対策等

- ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、市町等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- イ 県外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった市町、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

- (1) 県、市町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森林法（昭和26年法律第249号）

海岸法（昭和31年法律第101号）

港湾法（昭和25年法律第218号）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

海上交通安全法（昭和47年法律第115号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

（1）県

県は、市町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

（2）市町

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕 県、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、
日本放送協会広島放送局等

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、県及び被災市町等は受付窓口を設置する。

イ 被災市町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

(4) 救援物資の配分

県及び被災市町は、相互の連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、（3）ア～エを広報し、物資の確保に努める。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

- （１）県及び市町は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。
- （２）災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における市街地の復興

県及び市町は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

県及び市町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。